

事 務 連 絡
令和3年8月10日

都内各保健所長

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた対応について

平素より、都の保健衛生行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年7月12日、都に対し緊急事態宣言が発令されましたが、依然として都内における新規陽性者数は増加しており、8月5日の都のモニタリング会議資料によれば、新規陽性者数は、7日間平均では3,443人を超え、増加比は約180%に達しています。若者世代の感染者が急増し新規陽性者の約7割が30代以下（うち20代は35.9%）となり、また一方で40代と50代で重症者数が増加しています。さらに感染力の強いデルタ株への置き換えが進み、L452R変異株の陽性割合は1週間で46.2%から64.6%へ増加しました。このような状況において夜間入院調整窓口における入院調整も急増しています。8月8日夜間の入院調整件数は58件と過去最高の件数となりました。

現状を鑑み、各保健所におかれましては、新型コロナウイルス感染症患者の病状、重症化リスクの把握、速やかに適切な医療につなげることに重点を置き、保健所管内の陽性者数が急激に増加している段階等での積極的疫学調査については調査対象の優先度を考慮し、効果的かつ効率的に実施するようお願いいたします。この他、効率的な自宅療養者の健康観察や、濃厚接触者に対する企業等団体の健康管理担当者を通じた健康観察、臨床現場での医師の判断に基づく行政検査の実施等、地域の実情にあわせ適切に対処いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本通知について関係者に御周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

【参考】

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和3年1月8日版

問合せ先

東京都感染症対策部防疫・情報管理課
防疫担当

電 話 03-5320-4088

新型コロナウイルス感染症の検査を受ける方へ

新型コロナウイルス感染症と診断されたら

感染症法に基づき、感染力がなくなるまでは人との接触を避けて療養いただきます。療養場所は、症状等によって主治医の意見も踏まえて相談しますが、患者急増期により、特に体調の悪い方以外はご自宅で様子を見ていただいています。

保健所では、迅速な電話連絡に努めておりますが、患者急増期により、発生届で軽症とされている場合、連絡までに日数を要することがありますので、ご理解をお願いします。

1) あなたの療養期間について

症状が軽い・無い場合でも、療養期間中は仕事や学校などを休み、人との接触を避けて療養してください。療養期間は、発症日（症状のない場合は検査日）の翌日から起算して10日間 かつ 症状軽快から72時間経過との考え方です。（8月10日発症又は検査の場合は、最短で8月20日まで）

①症状がある、またはあった方

順調に症状が軽快すれば、発症日の ____ 月 ____ 日から ____ 月 ____ 日が最短の療養期間です。

②症状がない方

検査日の ____ 月 ____ 日から ____ 月 ____ 日が療養期間です。

2) 療養中の相談について

療養期間中に以下の症状がみられた場合は、日中は居住地の保健所、夜間は発熱相談センターにお電話ください。

①呼吸苦 ②胸痛 ③37.5℃以上の発熱の継続 ④強いだるさ ⑤SpO₂ 95%以下

東京都多摩府中保健所 ☎042-362-2334（平日9:00～17:00）
（所管地域：武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）

東京都発熱相談センター ☎03-5320-4592（24時間）

東京都内の保健所はこちらで検索



濃厚接触者として検査を受ける方は

1) 検査結果がわかるまで

感染しているかもしれないので、外出は避け、自宅で検査結果の連絡をお待ちください。

やむを得ず宿泊施設で過ごす場合は、濃厚接触者であると保健所から言われていることを宿泊先へ申告して下さい。

2) 検査結果が陰性だった方

検査の感度には限界があり、検査時点では微量だったウイルス量がその後増えて発症することがあります。したがって、陽性者と接触した日の翌日から数えて14日目までは、不要不急の外出を避け、毎日、検温などご自身の健康観察をしてください（＝健康観察期間）。

3) あなたの健康観察期間について

①陽性者との最終接触日は ____ 月 ____ 日（ ____ 曜日）なので、

②健康観察期間は ____ 月 ____ 日（ ____ 曜日）までです。

* ②は①の翌々週の同じ曜日の日となります。

自宅療養中の陽性者の方と同居の場合は、原則として陽性者の療養終了日を最終接触日とします

多摩府中保健所ホームページもご覧ください

新型コロナウイルス感染症に感染された方へ / 濃厚接触者の方へ / 企業・事業者の皆様へ

多摩府中保健所ホームページはこちらから



事務連絡
令和3年8月16日

各市健康推進課長 様
(多摩府中保健所管内6市)

東京都多摩府中保健所長
田原 なるみ

新型コロナウイルス感染症患者急増に伴う対応について(協力依頼)

日頃より保健所事業に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の急増が続いていることを踏まえ、福祉保健局感染症対策部長より、添付のとおり、保健所においては新型コロナウイルス感染症患者の病状、重症化リスクの把握、速やかに適切な医療につなげることに重点を置くこと等、流行状況を踏まえた対応を図るよう事務連絡がありました。

保健所においては、新型コロナウイルス感染症患者の重症化防止等に最大限取り組んでまいりますので、下記についてご理解及びご協力をいただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 保健所では、重症化リスクの高い新型コロナ陽性者や、重症化リスクのある方が多数いる集団に関係する新型コロナ陽性者へのご連絡を優先して行っています。
- 2 積極的疫学調査については、重症化リスクのある者が多数いる場所・集団を中心に実施しています。
- 3 学校、保育所、幼稚園等の関係者で新型コロナ陽性者が確認されている場合、各施設関係者である濃厚接触者へのご連絡等は、各施設を窓口としていただいています。
患者急増期により、陽性者への電話連絡にも日数を要している場合があります。新型コロナ陽性となった方が、発症日(無症状の場合は検体採取日)より2日前以降の感染可能期間に通勤・通学等をしている場合には、別紙を参考に対応を図ってお待ちください。

多摩府中保健所 企画調整課
小澤、太田、鈴木
電話 042-362-2334

以下の濃厚接触者の範囲（国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」）に該当する可能性の高い方がいる場合には、その方について濃厚接触者に準じる対応を図ってお待ちください。

未就学児に関しては、マスクをしても、だっこなどの広範囲の身体的接触が多くある場合には濃厚接触者に該当することがあるのでご注意ください。

なお、濃厚接触者の範囲に該当する方がいない場合でも、消毒等の感染防止策の状況等によっては、新型コロナ陽性者が継続的に確認されることもあります。周囲の方には、健康観察と有症状時の速やかな受診を推奨してください。

〈濃厚接触者の範囲〉

- 1 患者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった人
- 2 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護した人
- 3 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- 4 その他、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった人（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

4回目の緊急事態宣言の延長(9月12日まで)に伴う施設対応(案)

施設名	7月12日から8月22日までの措置		8月23日から9月12日までの措置		
	開館時間	感染予防に係る制限等 他	開館時間	感染予防に係る制限等 他	
市関連施設	【集会施設】 市民会館(萌え木ホール)、東小金井駅開設記念会館(マロンホール)、前原暫定集会施設(12月末まで貸出中止)、桜町上水会館、貫井北町集会場、中野久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三楽集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所	9:00~20:00 (イベント開催時は21:00まで)	・各施設定員の概ね1/2以下 ・カラオケ設備使用自粛要請	9:00~20:00 (イベント開催時は21:00まで)	・各施設定員の概ね1/2以下 ・カラオケ設備使用自粛要請
	小金井宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)				
	はげの森美術館	7月28日から所蔵作品展 開館11:00~16:00	・入場制限あり ・業種別ガイドラインの遵守	7月28日から所蔵作品展 開館11:00~16:00	・入場制限あり ・業種別ガイドラインの遵守
スポーツ施設	総合体育館	9:00~20:00	・利用時間制限 ・施設利用人数制限	9:00~20:00	・利用時間制限 ・施設利用人数制限
	栗山公園健康運動センター				
	一中クラブハウス (談話室・柔剣道場)	9:00~12:00 12:00~15:00 17:00~20:00	・7月12日から7月20日まで休館 ・7月21日から夏休み期間中は原則開放 ・利用時間制限	9:00~12:00 12:00~15:00 17:00~20:00	・7月21日から夏休み期間中は原則開放 ・利用時間制限 ※9月の利用は、学校が始まっていることから別途要調整
スポーツ施設(屋外)	上水公園運動施設(グランド・テニスコート)	7:00~19:00	・会議室・談話室人数制限(概ね1/2以下)	7:00~19:00	・会議室・談話室人数制限(概ね1/2以下)
	市テニスコート場	9:00~19:00		9:00~19:00	
	一中テニスコート	9:00~15:00	※9月の利用は、学校が始まっていることから別途要調整		
	南中学校テニスコート夜間開放	19:00~20:00	・利用時間制限	※9月の利用は、学校が始まっていることから別途要調整	
図書館	図書館本館	10:00~17:00 (水木金は1階のみ~20:00)	・館内利用は30分 ・本館別館の個人利用中止 ・イベント事業は個別対応	10:00~17:00 (水木金は1階のみ~20:00)	・館内利用は30分 ・本館別館の個人利用中止 ・イベント事業は個別対応
	図書館緑分室	10:00~17:00		10:00~17:00	
	図書館東分室、貫井北分室	9:00~19:00		9:00~19:00	
	西之台会館図書室	10:00~17:00		10:00~17:00	
公民館	公民館本館・貫井南分館・緑分館	9:00~20:00 (イベント開催時は21:00まで)	・各施設定員の概ね1/2以下 ・カラオケ設備使用自粛要請 ・緑分館の屋外調理場は利用中止	9:00~20:00 (イベント開催時は21:00まで)	・各施設定員の概ね1/2以下 ・カラオケ設備使用自粛要請 ・緑分館の屋外調理場は利用中止
	東分館・貫井北分館				
その他施設	文化財センター	9:00~16:30	・館内利用人数制限(概ね1/2)	9:00~16:30	・館内利用人数制限(概ね1/2)
	清里山荘(清里少年自然の家)	運営継続	・8月22日までの新規予約の中止 ・感染防止対策	運営継続	・ 緊急事態宣言期間中は新規予約の中止 ・感染防止対策
	環境学習館	9:00~17:00	・感染防止対策	9:00~17:00	・感染防止対策
	本町・東・貫井南・緑児童館	東・貫井南児童館の夜間開館実施時間変更(～19:00)		東・貫井南児童館の夜間開館実施時間変更(～19:00)	
(その他)	放課後子ども教室	中止	・指導方針による(速やかな帰宅)	中止(予定)	・ 東京都教育庁の指針方針等を確認したうえで判断
	休日の遊び場開放	団体開放のみ実施	※個人利用は引き続き中止	※9月の利用は、学校が始まっていることから別途要調整 ※個人利用は引き続き中止	
	スポーツ個人利用開放校	中止		中止	
	テクノスカレッジ体育館開放	中止		中止	
	土曜スポーツクラブ	中止		中止	

令和3年8月12日

首都東京・首長有志 緊急提言

直近の首都東京における感染爆発の勢いは、止まることを知らず、1年半にわたって続いてきたコロナ危機の中で、最も深刻な状況となっています。「自宅療養者」が激増する中で診断や治療へつなぐことが困難となりつつあり、この事態の収束を共通目標として、政治の場で与野党が力を合わせて対処することを求めます。すでに、衆議院議員の任期まで2カ月余りとなっている現在、任期満了から起算出来る総選挙日程を決めた上で、国民の健康と生命を守るために政治休戦して、全力で危機回避にあたるべきだと考えます。

- (1) 東京など「感染爆発エリア」へのワクチン資源の集中を求める。とりわけ、東京を抑えることは全国への拡大を抑えることになり、東京で更なる拡大が続けば全国に波及していく。モデルナで実施するはずの自治体の大規模接種会場用に、1200万回のファイザーが転用され、更なる不足を招いている。職域接種・大規模接種を中心としたモデルナの余剰分を自治体に戻すべき。
- (2) 入院病床が逼迫して、自宅療養者が急増している。ホテル療養も決定的に足らずに、狭き門となっている。自宅及びホテルで患者の診断と治療に結びつける仕組みをつくるべきだ。自宅療養者の病状を診断し、保健所と連携した開業医・医療機関が早期に「抗体カクテル」療法や、「外来」「リモート診療」で開始出来る環境と制度設計を急ぐ。
- (3) 入院調整中に酸素吸入が必要となった場合に利用出来る「酸素ステーション」を増設し、また臨時に治療が出来る病床を急拡大するための条件を整え、「診断と治療」の体制を整える必要がある。検査体制も、感染増に追いついていない。感染疑いのある方は、症状の有無に関わらず、容易かつ迅速に検査が出来る体制を整えるべき。

新宿区長 吉住 健一

世田谷区長 保坂 展人

中野区長 酒井 直人

杉並区長 田中 良

小金井市長 西岡 真一郎

多摩市長 阿部 裕行

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年8月17日

東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年7月12日（月曜日）0時から9月12日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

- ・ 施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・ 施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請**
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- **特に、以下のことについて徹底することを要請** (法第45条第1項)
 - **デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること**
 - **20時以降の不要不急の外出を自粛すること**
 - **外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること**
 - **感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること**
 - **不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること**
 - **路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること**

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設 (第11号) 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー (接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	●休業を要請 (法第45条第2項) 〔酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。〕
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 (第14号) 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	飲食店 (居酒屋を含む。)、喫茶店、バー (接待や遊興を伴わないもの) 等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	
酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等 (第5号) 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	結婚式場	

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） （飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項） ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない集会場等（第5号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項） ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） ● 以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照) ●営業時間短縮を要請 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時～21時)を要請 (法第24条第9項) ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時～20時)を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時～20時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時～21時)を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none">●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）（「3（6）イベントの開催制限」参照）●営業時間の短縮<ul style="list-style-type: none">○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項）(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none">●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項）<ul style="list-style-type: none">・従業員に対する検査の勧奨・入場をする者の整理等・発熱等の症状のある者の入場の禁止・手指の消毒設備の設置・事業を行う場所の消毒・入場をする者に対するマスク着用周知・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）・施設の換気・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	<ul style="list-style-type: none">●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項）●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） （生活必需物資を除く。） (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 （生活必需物資を除く。）
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 （法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	<ul style="list-style-type: none"> ● 百貨店の地下の食料品売り場等に対し、特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項） ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ● 業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）**に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- **営業時間短縮**を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守等**を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- **接触確認アプリ（COCOA）**の利用奨励を要請（法第24条第9項）

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの**早期終業・帰宅**を要請（法第24条第9項）